

(その1)



264

収 支 報 告 書

令和 4 年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

のまにせんねん(ほんめい)
自民二千七百年党

2 主たる事務所の所在地

高知市春野町芳原 1352-8

3 代表者の氏名

廣田 晋一郎

4 会計責任者の氏名

森田 美幸

事務担当者の氏名

(電 話)

(電 話)

政治団体の区分

- 政 党
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- 政 党 の 支 部
- その他の政治団体
- 政 治 資 金 団 体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 廣田 晋一郎
(現職・候補者の別) 衆議院議員(候補者)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(その7)

↓ (1. 2. 3. のいずれかに○をつけてください。)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	1. 個人 2. 法人・その他の団体 <input checked="" type="radio"/> 3. 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
MH 党			105	208	2014/11/29	千葉県船橋市本町1-11-29	立花隆	
この頁の小計			105	208				
その他の寄附								
合 計			105	208				

注1: 同一の者からの年間5万円を超える寄附(数回に分けて寄附をした場合は、その合計額が年間5万円を超えるもの)は、寄附をした者ごとに名寄せして、年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。5万円以下の寄附は「その他の寄附」の欄にそれらの計を一括して記載してください。

注2: 1ページで記載できない場合は、「その他の寄附」と「合計」の欄は「寄附者の区分」ごとに最後のページに記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注: 政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領 収 書 等 の 写 し
2. 監 査 意 見 書 (政 党 及 び 政 治 資 金 団 体 に 限 る。)
- ③ 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 限 る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 4 月 17 日

政治団体の名称 皇紀二千七百年党

会計責任者の氏名 森田 美幸 

(解散時のみ記載)

代表者の氏名

* 会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和5年4月17日

皇紀二千七百年党

代表 廣田 晋一郎 殿

登録政治資金監査人

登録番号第5565号 廣田まどろ



研修修了年月日 令和元年5月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、皇紀二千七百年党の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、皇紀二千七百年党の主たる事務所では作業スペース等の関係で円滑な政治資金監査の実施が困難であることから、政治資金監査の効率的な実施のため、登録政治資金監査人の所属事務所(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 合人社東京永田町ビル6階)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1)法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、皇紀二千七百年党に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2)法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3)法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

- (4)法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

皇紀二千七百年党と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の 規定に違反する事実はない。

また、皇紀二千七百年党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上